

令和6年度いいともあいち魅力向上推進事業 (葵うなぎのブランド力強化) 委託業務仕様書

1 業務の概要

本県水産試験場等が取得した特許技術を用いて生産される「葵うなぎ」の魅力を消費者に効果的に実感させるため、「葵うなぎ」と通常飼育されたうなぎの食べ比べ等のイベントを実施する。また、ブランド名「葵うなぎ」、及びブランドマークの認知度を向上させるため、SNS等を活用したブランド名及びブランドマークを広く消費者に周知するキャンペーンを実施する。

2 名称

令和6年度いいともあいち魅力向上推進事業(葵うなぎのブランド力強化) 委託業務

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月21日(金)まで

4 納入場所

愛知県農業水産局水産課

5 事業の実施内容

(1) 「葵うなぎ」と通常飼育されたうなぎの食べ比べ等のイベントの実施

ア 愛知県内において、「葵うなぎ」と通常飼育されたうなぎの食べ比べや葵うなぎの開発技術の紹介を内容に含む「葵うなぎ」の認知度向上を図るイベントを実施すること。

イベントの実施方法については、あらかじめ監督員の承認を得ること。

イ イベントに参加した消費者にはアンケートへの記載を促し、アンケートを回収、分析し県へ結果を提出すること。

アンケートの内容については、あらかじめ監督員の承認を得ること。

(2) SNS等を活用したブランド名とブランドマークの周知キャンペーンの実施

SNS等を活用して、ブランド名「葵うなぎ」とブランドマークを広く消費者に周知するキャンペーンを実施すること。

キャンペーンの実施方法については、あらかじめ監督員の承認を得ること。

(3) 実績報告書および成果物の提出

委託業務が終了したときは、委託業務実績報告書(成果報告書を含む)を契約期間内に提出すること。

ア 委託業務実績報告書(A4版横書き) 2部

- イ 委託業務実績報告書の電子データ（この事業で制作した成果物を含む）1式
- ウ その他、県が指示したものを納品すること（アクセス状況など事業成果が分析できるデータ等）。

（4）事業実施における留意事項

- ア 本事業により制作した成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は県に帰属するものとする。また、受託事業者は、第三者の著作権の権利を侵害していないことを保証すること。
- イ 本事業で使用する映像、写真、音楽などについては、既存のものを使用しても差し支えないが、受託事業者以外の者が著作権を保有している映像、写真、音楽等については、その権利の取扱いについて県と調整のうえ、受託事業者により適切に処理を行うものとする。
- ウ 事業の実施に当たって、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取り扱いに万全の対策を講ずること。
- エ 事業の実施にあたっては、県と定期的に会合を持ち、進捗情報の報告、スケジュール等の調整、課題や問題点の解決等について情報交換と報告を実施すること。
- オ 審査委員会で提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画書は県と協議の上、決定するものとする。
- カ その他、本仕様書に定めのない事項は、県と協議のうえ決定するものとする。